

家庭保育福祉員制度利用乳児死亡事故に係る経過について

1. 事故の概要

平成 22 年（2010 年）9 月 27 日 15 時ごろ、本市が児童の保育を委託する家庭保育福祉員宅で、保育していた生後 4 か月の乳児（ベビーラックで午睡中）にミルクを与えようとしたところ、乳児の異変に気づき、心肺停止状態で救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。

当該家庭保育福祉員は、平成 15 年度に本市の家庭保育福祉員に認定された保育士の資格保有者で、事故当時、本児を含む 2 人の児童を保育していた。

※家庭保育福祉員制度（当時）

昼間に保護者が就労・疾病等の理由で児童の保育ができない場合に、保護者に代わって家庭保育福祉員宅で保育を行う制度で、対象は 3 歳未満の児童。

家庭保育福祉員は、保育士、又は、同等の能力を有するものとして市が認定する者で、定年は 65 歳。

2. 児童福祉審議会の関わり

平成 22 年 11 月 8 日 児童福祉審議会に事件・事故検証分科会を設置

平成 22 年 12 月 2 日～平成 24 年 10 月 4 日

事件・事故検証分科会を開催（計 4 回）

3. 事故後の対応（運用の改善・制度の変更点）

（1） 保育指針に沿った書類の整備

- ・ 全体の計画（当時の名称は保育課程）を新たに作成
- ・ 個人記録（児童票）を新たに作成

（2） 安全管理の強化

- ・ 救急法短期講習会を実施（平成 22 年 10 月から毎年 1 回）
- ・ 乳幼児突然死症候群防止のため睡眠チェック手順シートを作成（平成 22 年 6 月 19 日の研修会で提案）

- ・ 安全チェックリストを作成（平成 22 年度から）
- ・ 1 歳未満児にベビーセンス（乳児用体動センサー）を導入（平成 23 年度から）
- ・ 保育補助者（2 時間雇用）による補助（平成 23 年度から）
- ・ 睡眠チェックの間隔を 5 分おきに変更（平成 27 年度から）

（3） 家庭的保育事業ガイドラインに沿った研修の実施等

- ・ 家庭的保育指導者養成講座の受講を義務化（平成 23 年度から）
- ・ 家庭的保育基礎研修（21 時間）の実施（平成 23 年度から）
 - ※ 現在は、神奈川県子育て支援員研修の受講が必須
- ・ 家庭的保育認定研修（88 時間＋保育実習 20 日）の実施（平成 25 年度）
 - ※ 平成 25 年度のみ保育士資格のない者 2 名が対象
- ・ 家庭的保育現任研修（18 時間）、フォローアップ研修の実施（平成 24 年度から）

（4） 平成 27 年における主な改正内容

- ・ 市の委託事業から、子ども・子育て支援新制度の中で、市町村の認可事業（地域型保育事業）の 1 つとして新たに作られた事業に引き継がれました。
- ・ 保護者からの保育料と市からの施設給付費により運営されています。
- ・ 利用者は弁当持参でなく、給食が提供（自園調理または搬入）されています。
- ・ 認可保育所等の施設と連携（相談・進級保証・代替保育）しています。
- ・ 家庭的保育支援者を保育課内におき、定期的に事業者を訪問し、必要な援助、指導を実施しています。

4. 損害賠償請求事件の判決等について（報告）

平成 26 年 2 月 25 日、乳児の遺族が家庭保育福祉員と本市を相手とし、横浜地方裁判所横須賀支部に約 7,150 万円の損害賠償を求める民事訴訟を提訴しましたが、令和 2 年 5 月 25 日横浜地方裁判所横須賀支部において、家庭保育福祉員及び市に対し賠償金の支払いを命じる判決が言い渡されました。

横須賀市においては、損害賠償請求を一部認めた判決内容に事実誤認があるため、令和 2 年 6 月 5 日に東京高等裁判所に控訴状を提出しています。

（1）判決の概要

- ・ 市と家庭保育福祉員は、連帯して、約 5,267 万円支払うこと
- ・ 訴訟費用は、4 分の 3 を市と家庭保育福祉員が負担し、4 分の 1 を原告が負担すること

（2）控訴の理由

「事故当時、すでに 0 歳児については、5 分から少なくとも 10 分に 1 回の睡眠時チェックを行うべきとの知見があったにもかかわらず、15 分間隔で睡眠チェックを行うという知見に則さない指導研修を家庭保育福祉員に実施していた以上、指導研修義務を尽くしたとは言えず、指導研修実施義務違反としての違法な公権力の行使があった」と認定されことは、事実誤認であるため。